

海老名市教育委員会

(平成29年 10月 定例会議事日程)

日時 平成29年10月27日(金)

午後3時30分

場所 海老名市役所401会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 20 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 議案第 28 号 平成29年度末県費負担教職員人事異動方針について

日程第 3 議案第 29 号 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準の見直しについて



海老名市教育委員会

平成29年 10月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- | | |
|----------|------------------------------------------------------|
| 9月27日(水) | 教育委員会9月定例会 |
| 28日(木) | 海老名小学校3年生市役所見学
最高経営会議
部活動検討委員会 |
| 29日(金) | 市議会第3回定例会本会議(閉会) |
| 30日(土) | 小学校運動会 |
| 10月1日(日) | 市中学校総合文化祭 |
| 2日(月) | 海老名中学校英語朝会
辞令交付式
予算編成会議
都市間交流事前説明会(中学生登別派遣) |
| 3日(火) | 大谷中学校英語朝会
市長定例記者会見
十五夜豆腐贈呈セレモニー |
| 4日(水) | 朝のあいさつ運動(海老名駅)
週部会
県央教育長会議 |
| 5日(木) | よりよい授業づくり学校訪問(今泉中)
英語デー(今泉小)
有馬中学校生徒との面談 |
| 6日(金) | 保護司候補者検討協議会
世田谷区教育委員会図書館視察
保護者負担経費検討委員会 |
| 7日(土) | 安全安心フェスティバル |
| 8日(日) | 大谷歌舞伎見学 |

- 10日(火) 大谷小学校英語朝会
市学童連絡協議会予算要望
太田市との交流に係る打合せ
- 11日(水) 10月校長会議
実施計画ヒアリング
通学路検討委員会
- 12日(木) 今泉小学校4年生市役所見学
図書館連絡会
- 13日(金) 実施計画ヒアリング
- 14日(土) 大山ハイキング(中止)
- 16日(月) 柏ヶ谷小英語朝会
市教委・校長連絡会
学校施設再整備計画打合せ
都市間交流結団式(中学生登別派遣)
- 17日(火) 10月教頭会議
コミュニティ・スクール打合せ
通学路市長教育長確認
情報教育担当者会
- 18日(水) 中新田小学校運動会
週部会
教育支援委員会
臨時校長会(人事事務について)
教育部予算ヒアリング
- 20日(金) 台風21号情報連絡会
中央農校校長来庁
海老名青年会議所来庁
臨時校長会(教職員の不祥事防止について)
- 21日(土) 海老名中学区オアシスポスター表彰式
柏小まつり
台風21号情報連絡会



- 22日(日) 台風21号災害対策警戒本部会議
学校避難所開設(17か所)
- 23日(月) 小中学校休校
台風21号災害対策警戒本部会議
学校避難所閉所
- 24日(火) 学校ICT打合せ
教育部予算ヒアリング
- 25日(水) 有馬小中学校サル出没対応
週部会
教育部予算ヒアリング
最高経営会議
学校施設再整備計画打合せ
彫刻刀・柔道着公費対応打合せ
- 26日(木) 県総合防災センター見学
コカ・コーラ来庁(教育支援について)
調べる学習コンクール審査会
有馬中学校生徒との面談
校長との学校予算編成調整会議
- 27日(金) 第40回小学校連合運動会
教育委員会10月定例会
部活動検討委員会
台風22号情報連絡会



2 学校行事について

秋（第二学期）は学校行事が多く行われます。

小学校では、運動会や修学旅行、遠足、音楽会や学習発表会など、中学校では、子どもたちが二大行事と呼ぶ、体育祭、合唱祭です。

第一学期は、新しい集団が形成され、日々の学習や生活の中で集団作りが行われます。第二学期は、その基礎の上に、集団の中のひとりひとりのかかわりを深めるために、行事という教育実践に取り組むのです。

まさに、子どもたちにとっても、学校にとっても「実りの秋」と言えるのです。

学校行事は、子どもたち自身が成長を実感し、保護者や地域の方々にもその姿を見て認めてもらう、心を動かしてもらう機会だと私は考えています。

また、教職員にとっても自分の支援・指導の在り方を確かめる機会だと考えています。

教育委員のみなさまには、学校行事に足を運んでいただいているところですが、あらためて、そのような視点で見ただけであればと思います。

そして、残念ながら、さまざまな理由でその場に立っていない子どもがいることや定められた集団の中で支援が必要な子どもの参加の姿を見ただけであればと思います。

時に、学校行事は、集団活動の喜びを体験することをねらいのひとつとすることから、個と集団のどちらを優先にするかの判断を誤ることがあります。

ひとりひとりの個性が大切にされ、お互いに思いやり助け合う集団であるかという視点からも、注意深く学校行事を見ていただければと思います。

子どもたちの姿を見ていると元気をもらいます。

教育委員のみなさまには、これからも、これまでと同様に、学校現場の様子を見ていただければと思います。

あらためて、よろしくお願ひします。

以上でございます。



報告第20号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年10月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成29年10月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

平成29年10月1日付

係長・副主幹級	・・・・・・・・	1名
主事級	・・・・・・・・	2名
計		3名

平成29年10月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【係長・副主幹級】			
ごとう 後藤 努	教育総務課副主幹	高齢介護課主査	昇格
【主事級】			
たかやなぎ 高柳 志帆	教育支援課主事	教育支援課主事補	昇格
ただ 谷田 久美	学び支援課主事	学び支援課主事補	昇格

議案第28号

平成29年度末県費負担教職員人事異動方針について

別紙のとおり、平成29年度末県費負担教職員人事異動方針について、議決を求める。

平成29年10月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成29年度末県費負担教職員の人事異動にあたり、その方針を定めたいため

平成29年度末 県費負担教職員人事異動について

海老名市教育委員会

I 人事異動方針

<神奈川県方針>

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事の交流を行うこと。

<海老名市方針>

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、性別、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一校勤務年数8～10年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数5年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

II 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務3年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「2」に限らず適性配置を行う。
- 3 本市人事方針「3」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が2年以上の場合は、初任校勤務年数3年を経過した時点で異動対象とする。採用校と同一校での臨時的任用教員年数が1年の場合は、初任校勤務年数4年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。
- 5 特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。
- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。
- 7 小学校、中学校から県立学校（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。
- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。
- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。
- 10 勸奨退職・再任用については、十分に趣旨の周知を図り、手続を行う。
- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

議案第29号

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準の見直しについて

別紙のとおり、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準の見直しについて、議決を求める。

平成29年10月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

「児童1人当たりの専用区画面積」及び「支援の単位を構成する児童数」についての経過措置期間の延長のため

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準の見直しについて

1 見直しに至る背景

平成 27 年 4 月に施行した当該条例は、学童保育事業所の運営基準を定めており、施行以前から運営する学童事業所に対しては、今年度末までの経過措置期間を設け、事業所を分割することにより利用児童数を定員数に抑え基準適合となるよう対応してきた。しかし、学童利用児童は増加し続けており、現在、基準に適合している事業所であっても、新規児童の受け入れに余裕がない状態となっている。

そこで、来年度の新一年生の受け入れを前に、条例の一部見直しにより定員数以上の児童受け入れを可能にするとともに、条例適合が要件となっている子ども・子育て支援交付金（国県）の確保につなげたい。

2 見直し（案）

条例が定める基準	経過措置期間	
	現行	見直し（案）
専用区画面積は児童 1 人につきおおむね 1. 65㎡以上	平成 30 年 3 月 31 日	平成 33 年 3 月 31 日
支援を構成する児童数はおおむね 40 人以下 （第 11 条第 2 項に、支援員の数は支援の単位ごとに 2 人以上と規定している。）	平成 30 年 3 月 31 日	平成 33 年 3 月 31 日 ただし、児童数が 40 人を超える場合は、支援員の数は支援の単位ごとに 3 人以上とする。

3 見直し理由

- (1) 学童利用希望者数は増加傾向が続いており、特に今年度の一年生は想定以上の人数となったことを考えると、来年度の新一年生の本格的な受け入れ前に、条例の一部見直しを行い事業所の受け入れ体制を整えることが必要なため
- (2) 学童保育事業所に交付する児童健全育成対策事業補助金を、子ども子育て支援交付金（国県）の交付対象とするためには、条例において、経過措置期間等により基準に適合しているとみなすことが必要なため

4 今後のスケジュール

次回議会に条例一部改正の議案を上程後、平成 30 年 4 月 1 日施行

※ 例年、就学時健診（10 月下旬～11 月）頃より、保護者から学童事業所への問い合わせが本格化するが、今年度は既に問い合わせが相当数あり、混乱を避けるため、できるだけ早期の承認を頂きたい。

新（改正案）	旧（現行）						
<p>海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条第10条 略</p> <p>第11条 学童保育事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 支援員の数は、<u>次の表の左欄に掲げる当該支援の単位を構成する児童の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人数とする。</u>ただし、その1人を除き、補助員（支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <table border="1" data-bbox="619 1160 762 2139"> <thead> <tr> <th>児童の数</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>40人以下</u></td> <td><u>2人以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>41人以上</u></td> <td><u>3人以上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項第5項 略</p> <p>第12条第22条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略 (経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の際現に学童保育事業を行っている者において、この条例の施行の日から<u>平成33年3月31日</u>までの間、第10条第2項の規定の適用については、同項中「1.65平方メートル以上」とあるのは、「この条例の施行の日の前日において事業所ごとに定められている児童の定員数により算出された児童1人当たりの専用区画の面積」とする。</p> <p>2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。</p>	児童の数	配置人数	<u>40人以下</u>	<u>2人以上</u>	<u>41人以上</u>	<u>3人以上</u>	<p>海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条第10条 略</p> <p>第11条 学童保育事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 支援員の数は、<u>支援の単位ごとに2人以上とする。</u>ただし、その1人を除き、補助員（支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>第3項第5項 略</p> <p>第12条第22条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略 (経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の際現に学童保育事業を行っている者において、この条例の施行の日から<u>平成30年3月31日</u>までの間、第10条第2項の規定の適用については、同項中「1.65平方メートル以上」とあるのは、「この条例の施行の日の前日において事業所ごとに定められている児童の定員数により算出された児童1人当たりの専用区画の面積」とする。</p> <p>2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。</p>
児童の数	配置人数						
<u>40人以下</u>	<u>2人以上</u>						
<u>41人以上</u>	<u>3人以上</u>						

3 この条例の施行の際現に学童保育事業を行っている者において、この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間、第11条第4項の規定の適用については、同項中「40人」とあるのは、「この条例の施行の日の前日において事業所ごとに定められている児童の定員数」とする。

3 この条例の施行の際現に学童保育事業を行っている者において、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間、第11条第4項の規定の適用については、同項中「40人」とあるのは、「この条例の施行の日の前日において事業所ごとに定められている児童の定員数」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。